

# 野々市町次期総合計画

## 基本構想 (案)

【パブリックコメント結果反映 見え消し版】

注) この基本構想(案)には、「野々市市」「本市」「市民」等の表現を使用しております。

また、平成22年国勢調査人口や市民憲章(案)など、現時点では確定していない内容についても記載しております。

これは、本構想を市制施行後の計画案として策定作業を進めているためでありますことについてご了承をお願いします。

平成23年3月

## 目次

<b>第1章 序論</b> .....	3
<b>第1節 計画策定の趣旨</b> .....	4
1 総合計画の趣旨.....	4
2 計画の構成と目標年次.....	5
3 総合計画21の達成状況と今後の展開.....	6
4 本計画の進行管理と行政評価制度.....	7
<b>第2節 野々市市のすがた</b> .....	9
1 地名の由来.....	9
2 位置と地勢.....	9
3 歴史と文化芸術.....	10
4 人口と世帯.....	10
5 教育.....	11
6 産業.....	12
7 生活環境.....	12
8 地域活動.....	13
<b>第3節 将来都市像実現のために</b> .....	14
1 将来都市像実現のために.....	14
2 市民協働のまちづくり.....	15
3 広域での連携.....	17
<b>第4節 野々市市をとりまく社会動向</b> .....	18
1 野々市市をとりまく社会動向.....	18
<b>第5節 野々市市の課題</b> .....	19
1 まちのイメージ.....	19
2 生活環境.....	19
3 経済と就業.....	19
4 医療・福祉・保健.....	20
5 教育・文化・スポーツ.....	20
6 市民参加.....	21
7 行財政運営.....	21
<b>第6節 市民の思い</b> .....	23
1 市民の思い.....	23

<b>第2章 基本構想</b> .....	24
<b>第1節 将来の見通し</b> .....	25
1 目標人口.....	25
2 土地利用の方針.....	27
<b>第2節 まちづくりの理念</b> .....	28
1 まちづくりの理念.....	28
<b>第3節 将来都市像</b> .....	29
1 将来都市像.....	29
<b>第4節 まちづくりの基本方針と基本目標</b> .....	30
1 一人ひとりが担い手のまち	【市民生活】 ..... 31
2 生涯健康 心のかよう福祉のまち	【福祉・保健・医療】 ..... 32
3 安心とぬくもりを感じるまち	【安全安心】 ..... 33
4 環境について考える人が住むまち	【環境】 ..... 34
5 みんながキャンパスライフを楽しむまち	【生涯学習・教育】 ..... 35
6 野々市産の活気あふれるまち	【産業振興】 ..... 36
7 暮らし充実 快適がゆきとどくまち	【都市基盤】 ..... 37
8 住み続けたい！ をみんなの声でつくるまち	【行財政運営】 ..... 38
<b>第5節 施策の大綱</b> .....	39
1 施策の大綱.....	39

# 第1章 序論

# 第1節 計画策定の趣旨

## 1 総合計画の趣旨

総合計画は、本市のまちづくりをすすめるうえにおいて最も上位の計画です。~~本市が行うすべての政策、施策、そして事務事業は、本~~この計画【No.3】~~は、に基づいて行われ、また、各分野における諸計画の方向性を示し、本市が~~目指す将来都市像実現への道標となるものであり、~~す~~本市が行う政策、施策、~~そして事務事業は、~~すべてこの計画に基づいて行われるものです。【No.7】

この計画では、市制の施行をステップとして、新たな市民ニーズを踏まえた、長期的な展望を示します。

また、この計画によって、市民はもとより、国や県、他の市町村に対して、本市のまちづくりの強い意思を示します。【No.8】

### これまでの総合計画

	計画名称	計画期間	将来都市像
第1次総合計画	野々市町の総合計画	昭和45年～ 昭和55年	明るく豊かな田園都市 学園都市
第2次総合計画	野々市町長期計画	昭和56年～ 昭和65年	自然と創意の調和によ る快適な生活環境を創 造する人間中心都市
第3次総合計画	野々市町新総合計画 愛と和のシンフォニー	平成3年～ 平成12年	出会いを大切に ゆと りと生きがいを実感で きるまち
第4次総合計画	総合計画21 共有と連携のまちづくり	平成13年度～ 平成23年度	にぎわいとやすらぎに 満ちた 快適・文化都市

## 2 計画の構成と目標年次

この計画は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）の10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と具体的な施策や主な事務事業を示した「基本計画」から構成されます。

~~また、基本計画の中で、特に重点的な取り組みが必要なものについては「重点プロジェクト」として、積極的に推進します。【No.9】~~

### 計画の構成

**基本構想：** これからの10年間の展望し、目指すべき将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにする総合的かつ計画的な行政運営の指針です。

**基本計画：** 基本構想を受けて、まちづくりの将来都市像を達成するための基本的な施策の体系を示すものです。

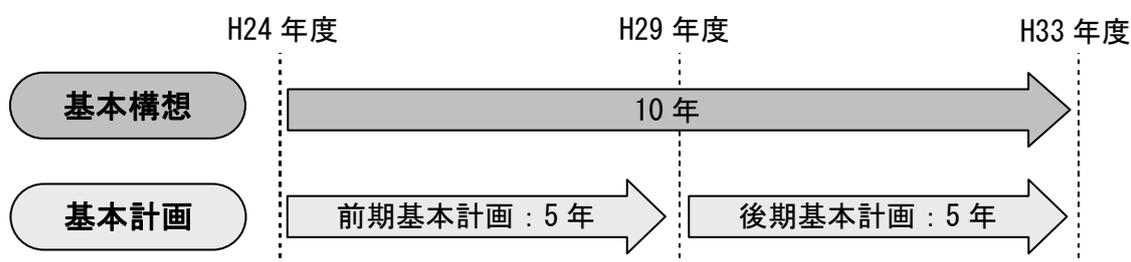
5年間の計画として前期と後期とに分けて策定し、~~後期基本計画は、前期基本計画の進捗状況や評価結果により見直しを図ります。~~

この計画の根幹をなす重要な取り組みは、重点プロジェクトとして位置づけ、積極的に取り組みます。

また10年間の計画を前期と後期に分けて策定し、前期計画の進捗状況や評価結果により、後期計画の見直しを図ります。

**【No.9】**

### 計画の目標年次



### 3 総合計画 2 1 の達成状況と今後の展開

本市では、前計画である総合計画 2 1 で「共有と連携のまちづくり」を理念として、開かれたまちづくりを進めてきました。

多様な行政ニーズに対応する新たな庁舎の建設、いきがいセンターの開所、保育園の公設民営化、小中学校の耐震化、学校給食センター建設や PFI 制度を活用した野々市小学校の建設、ケーブルテレビ網による情報通信基盤の整備、**エコステーションの開設、子ども医療費の助成を中学生まで拡大するなど、子育て施策の充実、【No.10】**土地区画整理事業の推進、コミュニティバス“のっぴ”の運行、産学官連携による野々市ブランドの純米吟醸酒“ichi 椿”の完成、御経塚遺跡出土品のうち、4,219 点が国重要文化財に指定されるなど、いくつもの成果を達成することができました。

また、個人情報保護意識の浸透や、情報公開、パブリックコメント制度の制定、各種審議会委員の公募制、女性委員の参画などについても充実を図りました。

何よりも、念願であり、最重点政策であった「市制施行」についても、平成 23 年●●月に達成することができました。

平成 21 年 1 月に行った町民意識調査の結果では、「今の場所に住み続けたい」という市民が総合計画 2 1 策定時の 72.2%から 5.6 ポイント増加の 77.8%となり、これら施策の達成によって、市民が本市に住み続けたいと思うまちづくりが進められたことをうかがうことができます。**【No.11】**

総合計画 2 1 に定められていたまちづくりの理念、基本方向、そしてそれらによって得られた成果をこの計画に受け継ぎ、さらに充実させます。

~~そして、個性豊かな多くの市民の満足度向上を目指し、この計画を策定します。~~ **【No.12】**

PFI制度：Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

これまで国や地方公共団体等が担ってきた公共施設等の「設計」「建設」「維持管理」「運営」等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスを提供し、効率的かつ効果的に社会資本を整備するための事業手法

#### 4 本この計画【No.3】の進行管理と行政評価制度【No.13】

この計画に定める将来都市像を実現するためには、財源を効率的に運用し、また、人材を適正に配置することにより、効果的で効率的な財源運用と人材育成を図っていかねばなりません。

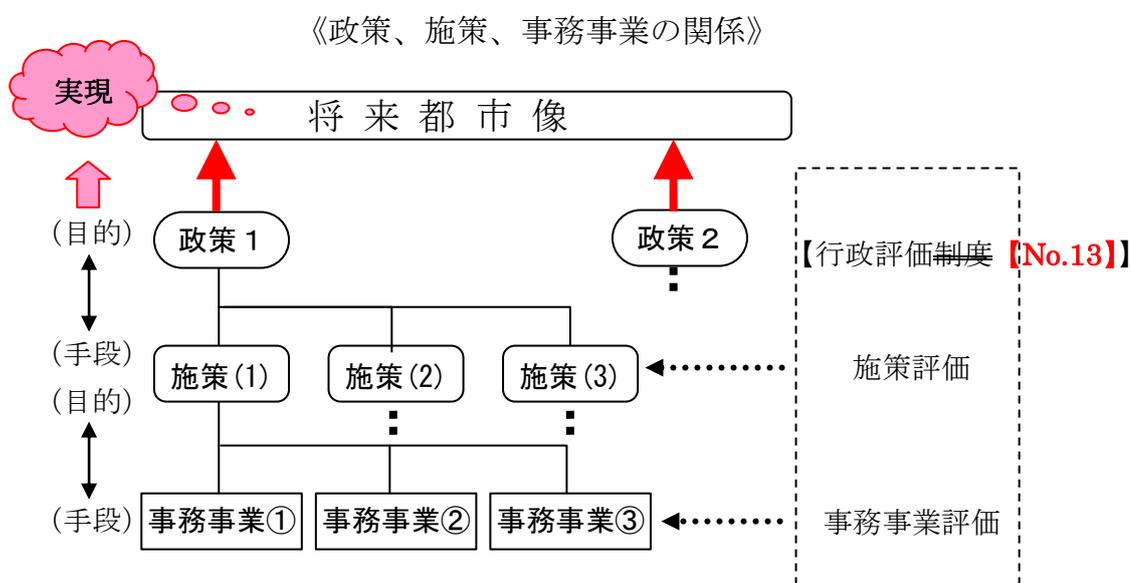
また、目標の達成度や住民満足度等を基に、成果重視の視点で政策を展開することが必要となります。

この計画に示すまちづくりの基本方針（政策）とまちづくりの基本目標（施策）、施策を実現するための具体的な活動である事務事業は、それぞれ「目的」と「手段」の関係になっています。

事務事業は、施策を達成するため本市が行う具体的な手段です。

施策は、事務事業が目指す目的であり、政策を達成するための手段でもあります。

施策を達成することにより政策が達成され、それによって目指すべき将来都市像が実現します。



本この計画【No.3】は、政策－施策－事務事業の階層により構成されています。

本市は、目指すべき将来都市像の具体的な方向性を示した施策の評価と、目標達成のための具体的な手段である事務事業の評価に取り組みます。

行政評価制度【No.13】は、行政サービスとして実施される施策や事務事業について、計画の進行状況を管理するとともに、出来る限り数字に表して【No.14】~~成果指標等を用いて客観的に~~評価と検証を行うものです。

この制度を活用し、行政の透明性を高め、市民と行政が目的や目標を共有することで、市民との協働の理念に基づく行政経営の実現を目指します。

また、行政評価制度【No.13】を総合計画の体系に基づいて機能させることにより、着実な計画の推進を図り、この結果を継続的に行政活動に反映させ、その状況を毎年度公表します。

政 策：市が目指すべきまちづくりの方向や目的を示すもの

施 策：政策を実現するための方策

事務事業：施策を実現させるための具体的な手段

## 第2節 本市のすがた【No.15】【No.38】

### 1 地名の由来

「野々市<sup>ののいち</sup>」という地名は、1312年の白山本宮（白山比咩神社）に伝わる古文書に、水引神人<sup>みずひきじにん</sup>と呼ばれる人たちが「野市<sup>ののいち</sup>」に住んでいたという記録が残されており、これが「野々市<sup>ののいち</sup>」という地名の最古の文字史料とされます。

また、1486年には、当時の山伏集団の中心的存在であったとされる京都「聖護院<sup>しょうごいん</sup>」の「道興<sup>どうこう</sup>」という人物が、石動山天平寺を参拝するため野々市を通じた際に、次の句を詠んでいます。

「風おくる 一村雨に 虹きえて のゝ市人は たちもをやます」

虹がかかっていた空に、風が吹き、にわかには雨が降ってきたにもかかわらず、野々市の人たちは、忙しそうに仕事（立ち回り）を続け止めようとしな

い  
人々が集い「市<sup>いち</sup>」で活発な商業活動を行っていた当時の野々市のにぎわいを知ることができ、野々市<sup>ののいち</sup>という地名は、約700年前からこの地で使われた由緒ある地名であることがわかります。

### 2 位置と地勢

本市は、加賀平野の東部、北緯36度29分、東経136度35分に位置し、総面積は、13.56平方キロメートル、東西4.5キロメートル、南北6.7キロメートルのまちです。

北部から東部にかけては、県庁所在地である金沢市に、西部から南部にかけては白山市に隣接し、肥沃な土地と良質な地下水に恵まれた手取川扇状地にあり、市内の海拔最高は49.9m（新庄地内）となっています。

近年は、旧市街地に加え、土地区画整理事業などによる新市街地が国道沿いや、本市南部、北西部で形成され、市中央部には、行政、経済、文化、交流等の機能が集積しています。

水引神人：寺社の堂の前に横に張られた細長い幕を水引幕といい、この幕を白山に奉納することによって、藍染めの製

造や販売の特権を得ていた紺掻<sup>こんかき</sup>（藍染めの職人）をいう

聖護院 道興：永享2年（1430年）-大永7年（1527年） 室町時代の僧侶

### 3 歴史と文化芸術

本市には、今から約3,500年前の縄文時代後期から晩期に営まれた国指定史跡御経塚遺跡や白鳳時代末の7世紀後半に建立されたと考えられている国指定史跡末松廃寺跡が残されています。

このことは、遙か原始・古代から人々の生活と開発が進んだ地域であったことを物語っています。

中世に入ると、地元武士団である富樫氏が勢力を強めてきます。

1339年、富樫氏は加賀国の守護となり、すでに「市」が形成されていた野々市（現在の住吉町付近）に館を構え、その場所を守護所として加賀国内（現在のかほく市から加賀市あたり）の統治を行いました。

加賀一向一揆の支配となる戦国時代前半までの間、野々市は加賀の政治・経済・文化の中心地として栄えました。

旧北国街道が通る本町地区は、江戸時代には宿場町として栄えたところです。

現在でも国指定重要文化財である「喜多家」や市指定文化財である「旧魚住家」（市郷土資料館）、「水毛生家」といった由緒ある建物が多く残り、懐かしい街並みを見ることができます。

また、およそ1000年前に始まったとされるじょんから踊りは、“野々市じょんからまつり”として現在に受け継がれ、他にも“虫送り”や“野菜神輿”、“獅子舞”などの伝統行事、市の花木を活かした“椿まつり”が開催されています。

伝統的な行事のほかにも、毎年秋にニューヨークから一流のジャズ奏者を迎えコンサートを行う“BIG APPLE in Nonouchi”には、市内のみならず、日本中からジャズファンが集まるなど、文化芸術活動の盛んなまちです。

### 4 人口と世帯

平成22年に行われた国勢調査による本市の人口は51,892人となり、特に、昭和40年から昭和55年の15年間には、人口が約3倍と急速な増加がみられ、世帯数についても23,013世帯を数え、本市の人口と世帯数は、昭和30年以降、増加し続けています。

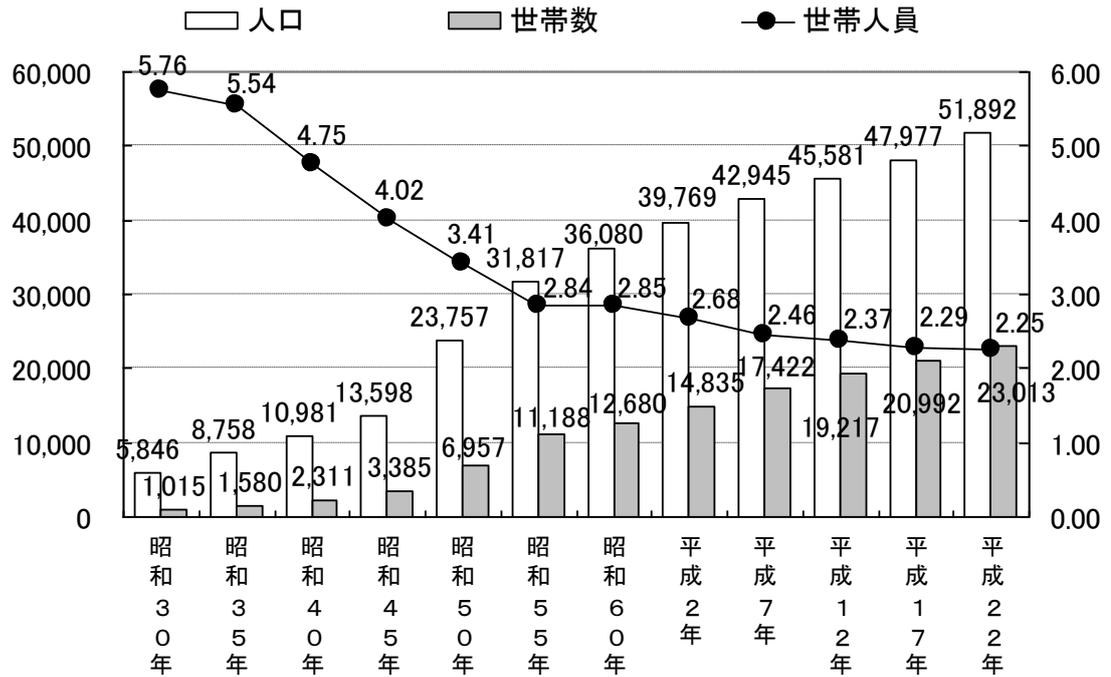
1世帯当たりの世帯人員については、昭和45年から昭和55年にかけて減少しており、都市化に伴い核家族化が進んだことがうかがえ、その後も、年々世帯人員が減少しています。【No.16】

県内他市町や本市と規模が似通った市町に比べ、【No.18/19】年齢階層別人口にみると、15歳から64歳までの~~青年期と壮年期の~~生産年齢人口が多く、

65歳以上の高齢者老年人口【No.17】が少ない傾向にあります。

また、0歳から14歳までのうち、特に10歳から14歳までの人口が少ない傾向にあります。

人口動態の大きな特徴としては、住民異動の激しさが挙げられ、毎年、転入・転出人口がそれぞれ3,000人程度あり、地域コミュニティの維持と形成に大きな影響を与えています。



【No.20】

## 5 教育

市内には、工業系の金沢工業大学と生物資源環境系の石川県立大学、そして、生涯学習系の放送大学と3つの大学が立地しており、大学の持つ学術研究機能等を活かし、地域産業や生涯学習の振興など、様々な連携、協力を行うことにより、~~教育だけではなく~~はもとより、地域産業の振興も【No.21】図られています。

3校の大学のほか、幼稚園、小中学校から高等学校が市内に揃っており、学園都市としての色合いも濃く、児童生徒、学生など若者の多いまちでもあります。

## 6 産業

産業別就業人口の割合は、第1次、第2次産業が減少する一方、第3次産業は増加傾向にあります。~~⇒~~本市の特徴として、石川県の中央圏として県内人口の約6割が集まっていることから、小売業、サービス業の割合が高く、従業員数~~及び~~と年間商品販売額が、増加傾向を示しています。【No. 22】

農業は、経営耕地面積、農家数、農家人口ともに年々減少傾向にあります。農林水産業者や団体にとって最高の荣誉とされる「農林水産祭 天皇杯受賞者（農産部門）」【No. 23】を2名輩出するなど都市型近郊農業を推進するまちであり、稲作だけではなく、野菜や果実果樹【No. 24】、花卉<sup>かき</sup>などの特産物を有しています。

市内には、~~機械や~~乳製品、工作機械、豆腐製造機械などの製造企業~~など~~【No. 25】が立地していますが、事業所数、従業員数、製造品出荷額等は近年減少傾向にあります。

土地区画整理事業地内や幹線道路沿道には、~~大型商業施設や~~食料品、家電量販店、日用品販売等の大型商業施設が集積し、コンビニエンスストアや金融機関などサービス施設が立地しています。【No. 26】

また、市内各所には、人気のあるお洒落な飲食店や有名なカレー店、洋菓子、和菓子店などが立地し、買い物に便利なまちとなっています。【No. 26】

## 7 生活環境

~~本市は、霊峰白山を望む手取川扇状地の扇中央部から端部に位置し、強固な地盤を有することから自然災害が少なく、また、市域全域が緩やかな勾配を有する平野となっており、~~また、土地区画整理事業の積極的な推進により、計画的なまちづくりに努め、下水道、公園、道路などが整備された、【No. 27/28】居住地に適した地域として市街地が拡大してきました。

歴史的な家屋が当時の趣きを残す旧北国街道では、無電柱化を進めることで、落ち着いた街並みが形成され始めています。

JR北陸本線や北陸鉄道石川線をはじめ、国道8号や157号、金沢外環状道路や県道などの幹線交通網が形成されており、さらにコミュニティバス“のっぴ”が市内を運行する交通環境の整備されたまちです。

また、多くの都市公園があることで、季節の木々や花々が咲き、また、市南部地域には田園が広がり、水生生物や昆虫が息づいているまちでもあります。

医療機関も多く、ほぼすべての診療科が市内に立地し、高齢者向けのグループホームや高齢者専用賃貸住宅、デイサービスセンターなど、高齢社会に対応

する施設も数多く立地しています。

また、保育園や幼稚園、児童館、放課後児童クラブなどには、幼児や児童が集まり、子育てのしやすい環境にあります。

## 8 地域活動

地域に密着した町内会が活発に活動を行っており、地域コミュニティを形成しています。

また、市内各地では、児童の通学を見守る“見守り隊”が活躍しています。

交通安全協会や災害時に市民が地域における防災力となる自主防災組織など、地域が一体となった活動が行われています。

~~JR 野々市駅前や扇が丘地域、高橋町地域には、青色街灯を設置することにより防犯意識の向上を図るとともに、犯罪の発生を抑止しています。【No. 58】~~

青少年を地域全体で守り育てる活動も盛んでののいちっ子を育てる町民会議による“小中学生に携帯電話を持たせない運動”の活動が全国的に評価されています。

さらに、市内の企業等では、街路の清掃や除雪などを自主的に行う“アダプトプログラム”が活発であり、市民同士が繋がるための核となる団体がいくつも育っています。

~~青色街灯：青色は波長が短いため、遠くまで光が届き、通常の街灯よりも広範囲を照らすことができることや、青色には「落ち着き、沈静」という効果があるといわれ、この鎮静効果犯罪が減少する効果があるといわれている。~~

放課後児童クラブ：労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を指す

## 第3節 将来都市像実現のために【No.29】

### 1 将来都市像実現のために

本市では、これまで行政改革大綱に基づき行政組織や事務事業の改革を進めてきました。

この基本構想では、本市の行政サービスに~~市場メカニズム~~【No.30】や民間企業経営の考え方を取り入れ、顧客（市民）志向、成果志向の実現を目指し、より効果的、効率的に行政サービスを提供する新たな公共経営に取り組みます。

本市は、新たな公共経営の対象を次のように定義します。

本市の顧客は「野々市市民」です。

「市民」とは、本市に住む人たちだけではなく、本市に通勤や通学をされる方、企業、そして各種団体などです。

本市が市民に提供する商品は「住みたいまち」であり、また、市民は住民自治を担う主役です。

本市が行う行政サービスは、すべての市民が幸せに生活するために行われます。

本市が、これからも健全な発展を継続し続けるためには、地域の課題を市民と行政が共有し、「住みたいまち」という成果を目指して、真摯に取り組まなければなりません。

この計画は、すべての、それぞれの役割を担った市民と行政が目指すべきまちづくりの目標を示すものでありたいという願いを計画書という形に取りまとめたものです。

## 2 市民協働のまちづくり【No.31】

市制施行を大きな契機として、さらに住みよいまちづくりを進めるには、本市が潜在的に持っている個性や独自性【No.32】、魅力を再発見し、これらを最大限に発揮できるまちづくりを目指さなければなりません。

そのためには、私たち市民が、自分の住む地域に誇りと愛着を持ってまちづくりを進めるの【No.33】取り組みが必要とされます。

少子高齢化や人口減少社会の到来、情報化社会の進展など社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、従来は家庭においてなされてきた保育や介護など私的活動であったものが公共サービスとして求められるようになってきています。

一方、近年、地域において公共サービスを担ってきた町内会に加えて、企業やNPO、その他市民団体など公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた団体が、行政と相互に連携し、共に公共サービスの担い手となって、地域の力を創造しようとする意識が高まってきています。

一例として、地域コミュニティの重要性が見直され、町内会を主体とした自主防災組織の設置や子どもたちの見守り活動など、地域を挙げて課題を解決しようとする取り組みを始めた地域が出始めています。

また、これまで高齢者、障害者、児童など対象者ごとに考えられていた福祉において、福祉本来の姿である分野を越えた包括的なものとして、地域社会全体で福祉を担う「地域福祉」という考え方も出てきています。

このように「自分たちのまちは自分たちがつくる」という力強い考えのもと、本市の特性を活かした個性豊かなまちづくりを目指すため、地域を良く知り、地域に愛着を持つ市民の力がまちづくりに欠かせなくなってきました。

このようなまちを実現するためには、

自 助：自分の責任で自分自身が行うこと。

共 助：自分だけでは解決したり、実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。

公 助：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。

という役割のもと、自分たちのできることは自分たちで、できないことはお互いに補い合うことを改めて認識することが大切になります。

そこに、市民と公共サービスを担うそれぞれの団体が、責任を持って適切な役割を分担する「市民協働」という考え方が生まれてきます。

市民協働の社会は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をすることにより現れます。

このためには、長年培われてきた行政主導體質の改善や見直しが必要であり、市民や団体、そして行政も意識改革が求められるとともに、市民協働の社会を実現するための核となる、人材の育成も重要になります。

成熟化する社会においては、公共サービスの担い手は行政だけでは無くなってきています。

行政を中心とした公共サービスの限界を越えて、既存の団体や仕組みだけでは対応することが難しくなった公共サービスを提供するとともに、新しいニーズに対応していくためには公共サービスの在り方を根本的に考え直すことが必要となります。

その一方で、地域で助け合うという生活文化が薄れつつある若年世代が地域の世帯構成の中心になってきていることや、市民の連帯感の希薄化などに伴い、担い手不足、地域活動の停滞などの問題も生じつつあります。

石川県内では、最も若いまちとして知られる本市においても、少子高齢社会は着実に進展しています。

私たちは、今の段階、すなわち本この計画【No.3】の計画期間中に、市民を中心とした自律と連携に基づいた「市民協働のまちづくり」を実現しなければなりません。

公共サービス：市民が日常生活や社会生活を円滑に営むために必要な、基本的な需要を満たすもの、人間の尊厳を守るためのセーフティネットをいう

自律：自分で自分の行為を規制すること。外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること。

自立：他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。ひとりだち。

### 3 広域での連携

本市では、廃棄物の処理や消防、斎場、公立病院の運営や下水道事業など広域的な視点から取り組むべき行政サービスについては、近隣市町と協力し~~広域行政として~~ **【No.34】** 取り組んでいます。

~~町から市となった~~ **【No.35】** これからも、地域住民の生命と暮らしを守るため、近隣市町と相互に役割分担をして、これまで培ってきた信頼関係を重視し、連携と協力をしながら様々な課題に取り組んでいきます。

## 第4節 野々市市をとりまく社会動向

### 1 野々市市をとりまく社会動向

我が国では、ライフスタイルの多様化などを背景として出生率が低下し、子どもの数が減ることで、高齢者の人口割合が増加しており、日本の総人口は平成17年から平成22年の間、ほぼ横ばいとなっています。~~16年をピークに人口減少社会を迎えました。~~【No.36】

また、経済のグローバル化や高度情報化の急速に進展しに伴い、~~国境を越えた地域間競争や交流が活発化すると同時に、~~また、地球規模での環境問題が顕在化するなど、私たちの社会や生活のあり方が、世界の動向に密接に関わってきています。

~~世界各地に多発する地震や異常気象などの自然災害、外国産食品による健康被害など、人々の安心と安全を脅かす要因も多様化しています。~~

~~一方、~~かつての我が国は、“モノの豊かさ”を追求することで急速な経済成長を遂げてきましたが、近年では生活の質やゆとり、精神的な満足感など“心の豊かさ”が重視されてきています。

~~さらに、~~地方分権時代において、地域の人々の積極的な公共サービスへの参画により、“自己決定”、“自己責任”の原則のもと、特色ある自律型地域づくりを進めるべき時代が到来したといえます。【No.37】

#### 1 安全安心な暮らしの確保に対する意識の高まり

- 災害に強いまちづくり ●円滑な移動環境の確保 ●犯罪対策の強化 ●健康面での安全性の向上

#### 2 地球規模での環境問題・経済問題の深刻化

- 低炭素社会や循環型社会の構築 ●経済のグローバル化への対応 ●地域経済の強化

#### 3 少子高齢化の進行と人口減少時代の到来

- 子どもを安心して育てられる環境づくり ●高齢者や障害のある方が安心して暮らせる環境づくり

#### 4 価値観やライフスタイルの多様化

- 郷土への誇りや愛着を深める社会づくり ●交流を通じて相互の理解を深める人づくり

#### 5 地方分権社会の進展と「協働」型社会への転換

- 自己決定や自己責任にもとづく魅力ある地域づくり ●効率的で健全な行財政運営
- 市民参加による自律型地域づくり

低炭素社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業や生活システムを構築した社会をいう

## 第5節 野々市市の課題

本市が直面している主な課題は、大きく次のものが挙げられます。

### 1 まちのイメージ

「便利なまち」「明るいまち」というイメージが強い傾向にある反面、「有名なまち」「個性のあるまち」というイメージが弱い傾向にあり、本市の多様な個性を活かしきれていません。

~~また、多くの大学生や若い市民に地域活動に参加してもらおうための仕組みが必要です。~~【No.38】

観光資源や新たな特産品の開発等を検討するとともに、本市の個性に磨きをかける、さまざまな取り組みについて検討が必要です。

本市が有している人材や資源が活躍できるまちづくりを推進することが必要であり、そのためのPR不足や新たな個性を創造する努力不足が指摘されています。

本市の持つ個性、~~独自性~~【No.32】とは何かを再発見し、これに磨きをかけ、一層のイメージアップを図り、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちづくりが求められています。

特に若年層に対しては、本市の個性、~~独自性~~【No.32】を学ぶ場や情報を提供することにより、郷土野々市に対する愛着心を高める必要があります。

~~また、多くの大学生や若い市民に地域活動に参加してもらおうための仕組みが必要です。~~【No.38】

### 2 生活環境

市民の定住促進対策【No.39】に加え、まちなかの人口減少に伴い増加している空き家対策や高齢化対策が必要です。

進行しつつある高齢化への対応や、市民が歩いて生活ができる環境整備、【No.40】公共交通体系の充実、さらに、安全に暮らせる防犯対策を行う必要があります。

また、排出される廃棄物量の減少を目指し、循環型社会の実現に向けてまちづくりを進め、地球環境保護に努めなければ【No.41】なければなりません。

### 3 ~~経済と就業~~産業と雇用【No.42/43/49】

多種多様な専門分野について学ぶことのできる3つの大学がある本市です

が、大学生が卒業後に勤めることができる工業系関連及び生物資源環境系の企業が少ない傾向にあります。

また、地場産業については、後継者の育成や新たな特産品開発を行うための連携強化が必要です。

これらのことから、様々な地域から本市へ来ている大学生が、本市に定住し、学んだことを活かせる魅力ある企業などの育成と地場産業活性化のための新たな産業の創出などが必要です。【No.44】

また、市内は住宅系の土地利用が大半を占めており、本市の個性をさらに磨き上げるために必要となる産業系の土地利用が非常に少ないことから、新たな産業基盤の創出を目指さなければなりません。

~~食の安全が重要視されるなか、農産物などの輸送にかかるエネルギーやコストを削減できる、地域経済の活性化や地域への愛着と伝統的食文化の維持と継承につながるなどの効果が期待される地産地消の取り組みが弱い傾向にあります。ることから、~~

大型消費地の中心に位置する本市の地勢特性を活かした、計画的な都市型近郊農業の振興と、生産と販売が有機的に連携した地産地消の取り組み【No.45】が必要です。

#### 4 医療・福祉・保健

すべての市民が健康であり続けることができるよう、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みや、病気にならないための健康づくりや地域医療体制の啓発などに重点を置いた健康づくりに対する【No.46】及び福祉施策の充実が必要です。

また、市民は介護が必要となったときなどの対策について不安を感じており、~~高齢世帯の増加にそれに~~応じた福祉サービスの充実が求められており、~~市民は寝たきりとなったときなどの対策について不安を感じて~~【No.47】います。

このまちで生まれ、育ち、本市において一生を過ごすことの出来る地域福祉のまちづくりを目指さなければなりません。

地域福祉活動を継続的に行っていくためには、市民の意識を実際の活動に繋げ活動の輪を広げるとともに、各団体の活動が連携し、地域全体で福祉を支える仕組みを充実することが必要です。

#### 5 教育・文化芸術【No. 48】・スポーツ

~~学校教育だけではなく、家庭教育や社会教育の重要性が認識されており、~~

**【No.49】** 家庭、地域、学校がより連携し、子どもたちを育てる取り組みが求められています。

学校については、幼稚園から大学までが立地する本市の特性を活かした取り組みが必要です。

特に小中学校については、保護者からの期待を高める教育を実践するとともに、魅力ある学校づくりに努めます。~~児童生徒とその保護者の定住志向を高めていかなければなりません。~~ **【No.50】**

文化芸術 **【No.48】**・スポーツについては、活動施設の整備や施設利用の利便性の向上に加え、文化芸術 **【No.48】**・スポーツ団体の育成と活動の活性化を促すことが必要です。

また、市民自らが企画、運営、実施する地域交流型の催し物等への支援策などについて~~の~~検討するとともに、文化芸術の活発なまちづくりのための人づくりについて検討が **【No.48】** が必要です。

御経塚遺跡、末松廃寺跡、旧北国街道など歴史的文化遺産や、じょんからまつり、虫送りなど本市の伝統文化について、新たに本市へ転入された方や若年層の関心が低い傾向にあることから、資料の作成と公開の工夫、継承者の育成などの対策が必要です。

## 6 市民参加 **【No. 51】**

まちづくり活動への参加は、文化活動や福祉ボランティア活動など一定の学習期間やある程度の経験が必要な活動について敬遠される傾向にあります。

地域意識や自分の住むまちに対する郷土愛の希薄化などが進展し、地域コミュニティが崩壊しつつあることから、これを繋ぎ止めるための方策として、これまでもまちづくりを担っていただいている町内会組織への支援強化やNPO、ボランティア団体など新たなまちづくりの担い手の育成支援などにより、新しい地域コミュニティの構築と市民が気軽に地域づくりに参加できる気風づくりが必要です。

## 7 行財政運営

~~三位一体の改革や歳出・歳入一体の改革の謳い文句であった税源移譲の額を大きく上回って国庫補助負担金が削減されたことや、地方交付税が国の財政事情により大幅に削減されたことから、本市を取り巻く財政環境は大きく様変わりしています。~~

~~また、財政健全化法に基づき公表が義務付けられた4つの財政指標（実質赤~~

~~字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)では、いずれも国が定めた早期健全化基準を下回っており、良好で健全であるといえます。~~

~~しかし、経常収支比率は90%を超え弾力性が不足している状況であり、定住促進や企業誘致、徴収率向上などによる財源の確保と事務事業の重点化を図り、財政運営の効率化と健全化について一層の努力をしなければなりません。~~

本市の財政の状況は、財政力指数や自主財源比率が比較的高く、また、財政健全化法が定める財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率）においていずれも健全な状態に保たれています。

しかし、地方財政は国の財政政策や景気動向に大きく左右されることが多く、また、財政の弾力性を示す経常収支比率が近年90%を超えていることから、税徴収率の向上などによる財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の選択と重点化及び行政改革の推進とあわせた財政の健全化に向けて、一層の努力をしなければなりません。【No.52】

さらに、市制の施行により市民が本市の行政サービスが向上したと実感できるよう市職員としての更なる意識と資質の向上と積極的な人材育成が必要です。

また、市民が情報を入手するための手段については、インターネット、テレビからの情報入手が増加し、情報技術の浸透が見られるものの、新聞やチラシ、広報紙や回覧板から情報を入手する市民も多いことから、本市が市民に提供する行政情報について、適切な情報媒体を選択するとともに、市民が必要とする情報の質と内容の充実が求められます。

市民と行政がまちづくりに必要な情報を共有し、相互に発信と受信できる仕組みづくりが必要です。

地域コミュニティ：住みよい地域社会の構築を共通の目的として、そこに暮らす地域住民が自主的、主体的に参加して構成された集まりをいう

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう

連結実質赤字比率：全会計を対象とした赤字比率（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率をいう

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいう

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいう

早期健全化基準：自治体財政健全化法が定める財政4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）でいずれかが一定割合を超すと、破綻寸前の「早期健全化団体」に指定される

指定された団体は、自主的な財政再建計画などが義務づけられる

## 第6節 市民の想い【No.53】

### 1 市民の想い

この計画には、たくさんの方の想いが詰まっています。

この計画を策定するにあたっては「野々市らしさ」を再発見することを目指して、白紙の段階から市民参加による計画策定を実践してきました。

この計画を策定するにあたり、平成21年1月に実施しました「町民意識調査」では、市民をはじめ、本市出身の方、中学生、高校生、大学生からも多くのご意見をいただき、参考とさせていただきました。

より多くの市民の想いをこの計画に反映させるため、さまざまな市民参加の取り組みを行いました。

そして、この計画は出来上がっています。

パブリックコメント：重要な施策等の意思決定の過程においてその施策等の案を公表し、意見の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表する手続きをいう

# 第2章 基本構想

# 第1節 将来の見通し

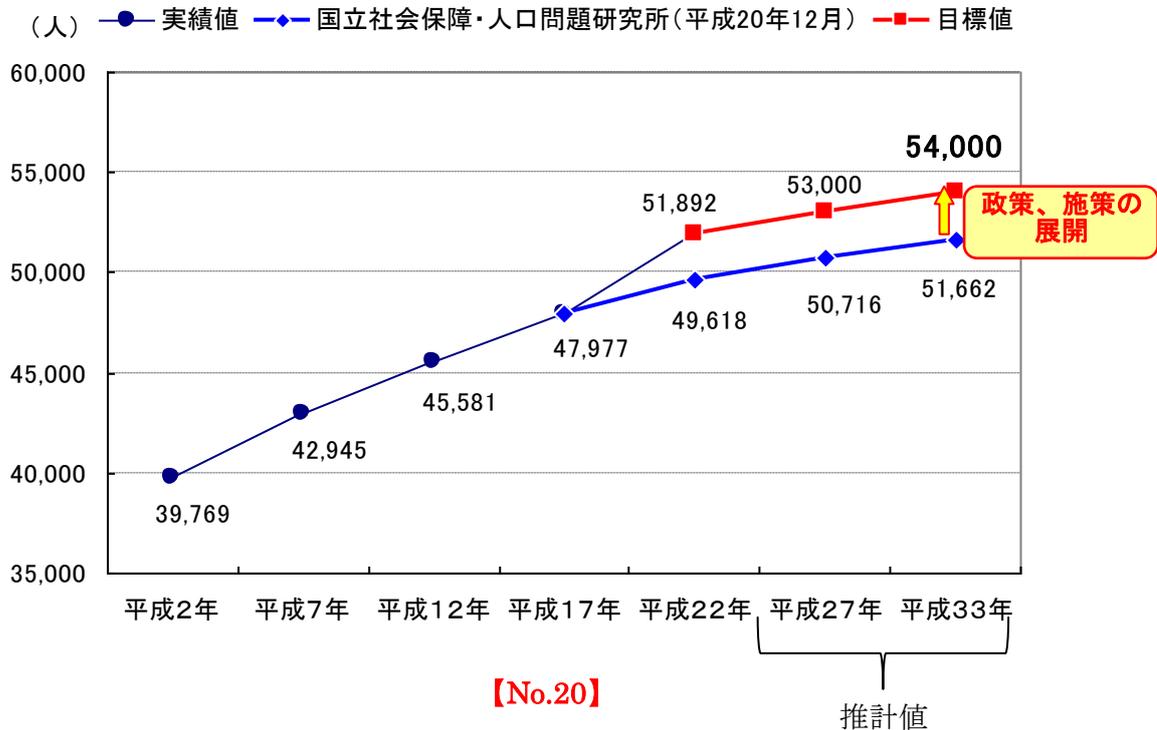
## 1 目標人口

人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

本市の人口は、全国的に少子高齢社会が進展するなかにあつて、国立社会保障・人口問題研究所が発表（平成20年12月）した~~コーホート要因法を用いた~~【No.54】推計においては、増加傾向が続くものと予測されています。

また、平成22年国勢調査の結果、本市の人口は51,892人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を大幅に超える人口増加となりました。

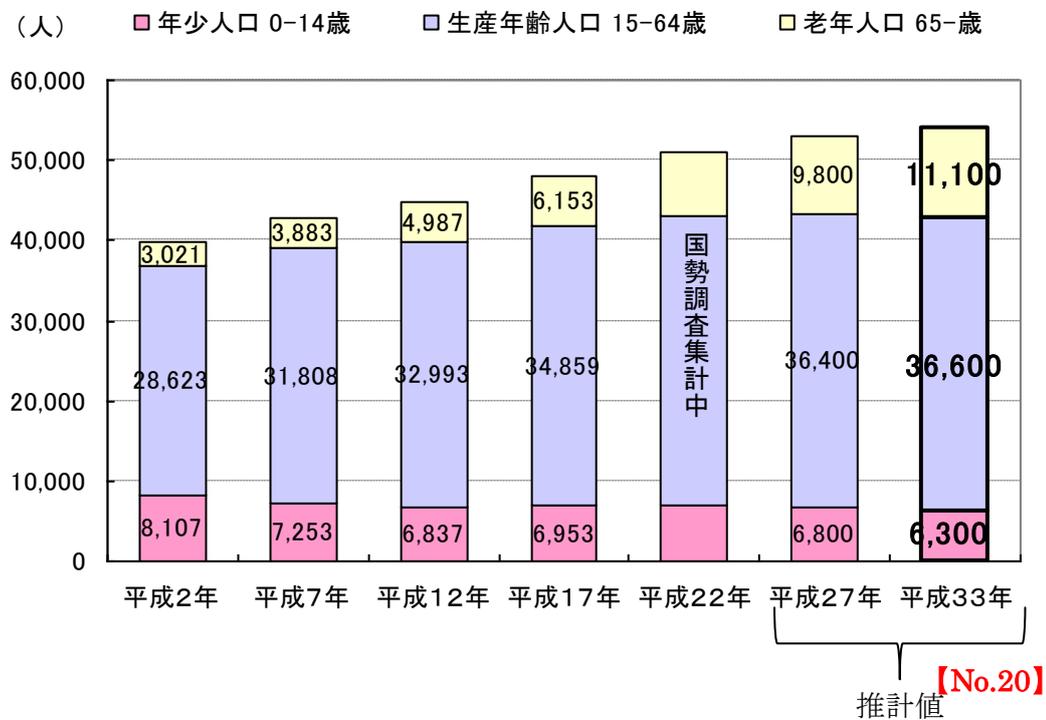
本この計画【No.3】における目標人口は、本この計画【No.3】に基づき実施する政策及び施策を展開することにより、緩やかな人口増加を見込み、本この計画【No.3】の目標年次である平成33年度の人口を54,000人とすることを目指します。



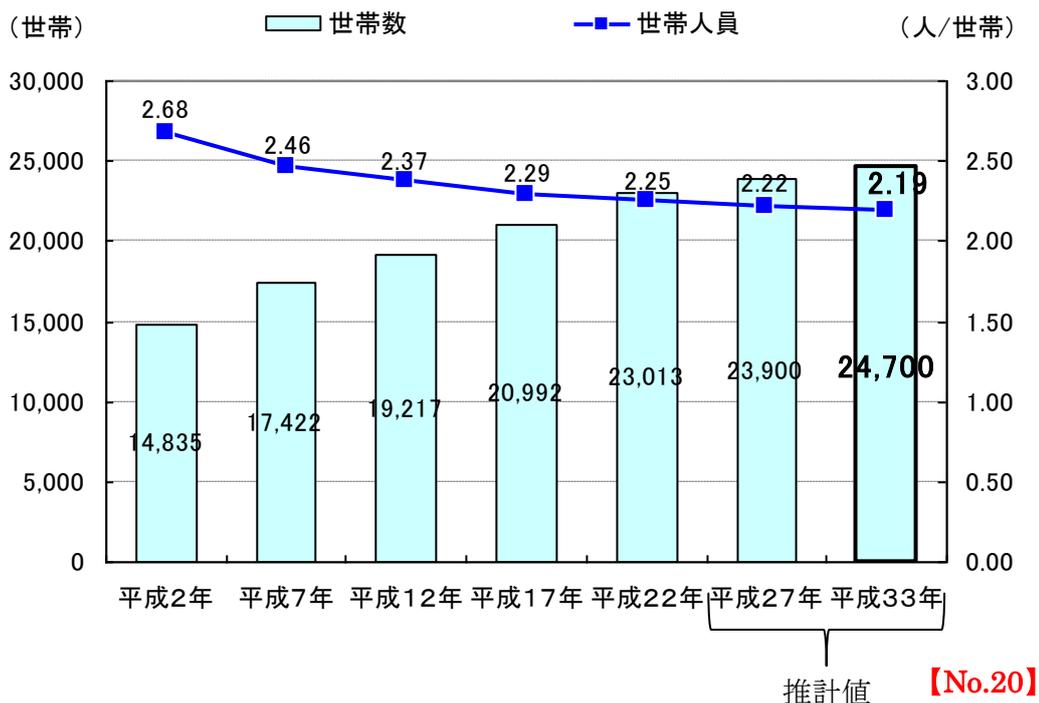
~~コーホート要因法：出生・死亡・移動等の変動要因に基づいて将来人口を推計する方法~~

年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しており、本市においても少子高齢化が進行することが予想されます。

また、生産年齢人口（15～64歳）は、増加傾向にあります。



一方、世帯数は人口とともに増加傾向にあり、戸建て住宅比率の増加や子育て支援などの施策推進により、一世帯あたりの人員の微減傾向は緩やかになると予想されます。

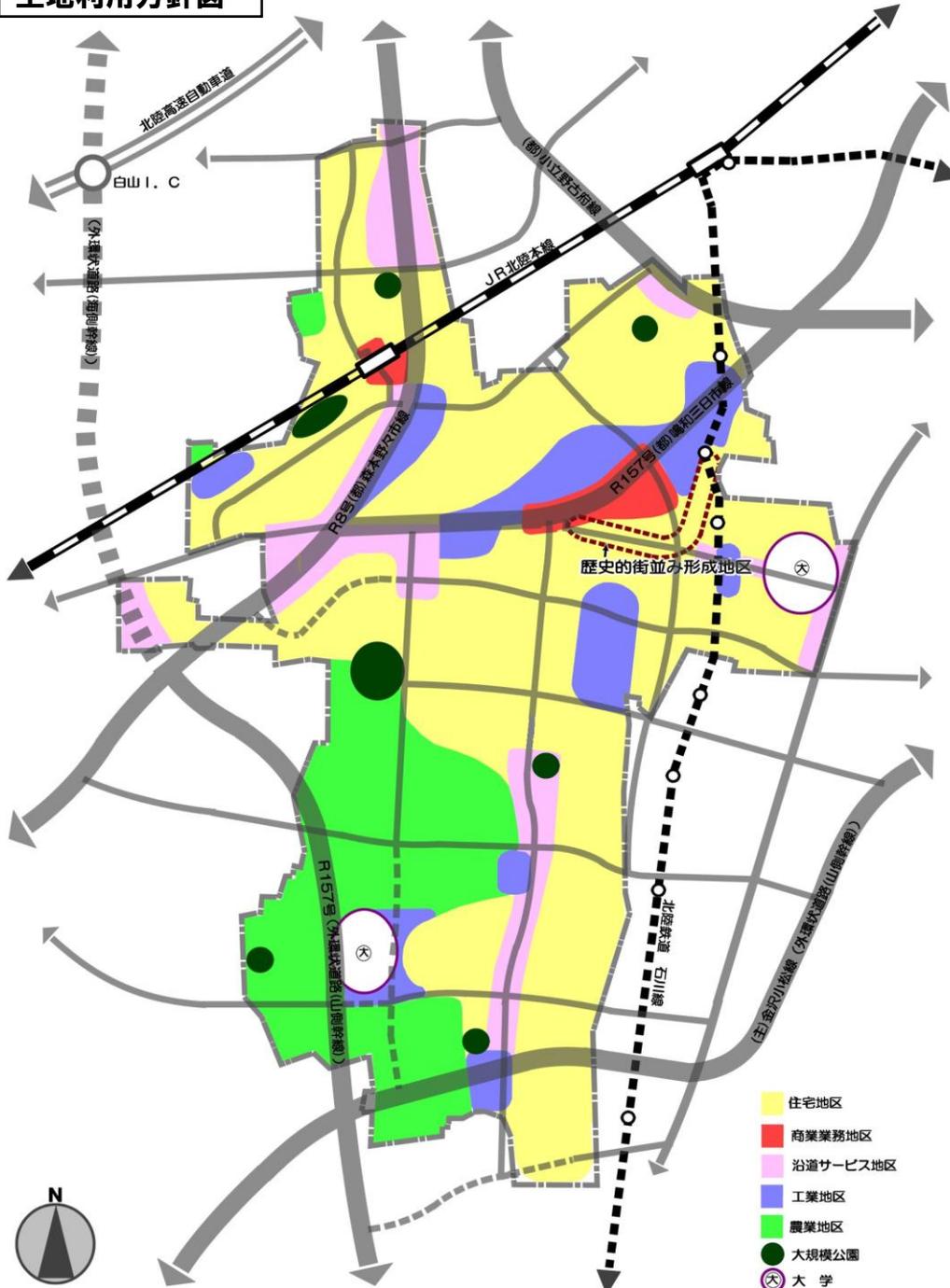


## 2 土地利用の方針

本市における土地利用の方針については、本市固有の自然や歴史と文化遺産に根ざした魅力ある居住地整備や新たな産業創出のための基盤整備を図るとともに、居住、就業の場、にぎわいなどの機能がバランス良く配置されるよう計画的に誘導していきます。

また、市街化区域内の低未利用地の有効活用を検討しつつ、将来の人口増加に見合う必要最低限の市街地拡大を図り、周辺優良農地と均衡がとれた秩序ある土地利用を推進します。

土地利用方針図



## 第2節 まちづくりの理念

### 1 まちづくりの理念

本市のまちづくりの普遍的な理念は「野々市市 愛と和の市民憲章」に定められています。

本市に住む私たちは、いつでもこの理念を心に留め、この市民憲章の実践に努めます。

#### 愛と和の市民憲章（案）（昭和 55 年 11 月 3 日制定）

遙かに霊峰白山を仰ぐ野々市市は、古くから加賀の中心として栄えたところです。

わたくしたちは、この恵まれた自然環境と歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、限りなく平和で繁栄することを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 郷土を愛し、緑ゆたかな住みよい まちをつくりましょう。
- 伝統を重んじ、教育文化の香り高い まちをつくりましょう。
- 健康を増進し、活みなぎる明るい まちをつくりましょう。
- 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かい まちをつくりましょう。
- 秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかな まちをつくりましょう。

## 第3節 将来都市像【No.55/56】

### 1 将来都市像

まちづくりの理念を踏まえ、**奉**この計画【No.3】の計画期間である10年後の都市像を、次のとおり定めます。

ひとひとの和わで つばきつばきじゅじゅつつとくとく いい 生きる生きるまち

～将来都市像に込めた想い～

念願であった市制の施行を実現するという絶好の機会が与えられ、私たちは達成することができました。

私たちが住む野々市市は、穏やかな地形に恵まれ、活気あふれるまちに成長することができました。

しかし、絶好の機会や穏やかで活気あふれるまちであっても、大勢の人たちの知恵や力の和がなければ、地域社会は成り立ちません。

世界中に数千種類を超えるといわれる椿には、白い花びらに薄く朱鷺色（ときいろ）がかかった上品な花をつける「野々市」という本市の名称を冠した椿があります。

5万人を超えるすべての市民が、本市の花木である椿が持つ十徳と共に、人の和を尊重し、市民の知恵と力が結集することができている、10年後にはそんなまちになっていたいと思います。

この将来都市像には、「ここでいい」ではなく「ここがいい」と思えるまちづくりを、「住んでみたい」「住み続けたい」と考えてもらえるまちを、そして、住み心地一番のまちとなっていきたいという想いが込められています。

椿十徳：①不老の徳（年月を経ても老衰の様子を見せない）、②公德を守る徳（落葉しないから木の下は汚れない）、③相互一致の徳（接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る）、④謙遜の徳（藪蔭に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思う）、⑤清浄の徳（水清き土地によく生育する）、⑥矜持の徳（プライドを失なわぬ徳）、⑦常緑不変の徳（葉は常に濃緑で緑色に輝いている）、⑧操節を守る徳（霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日毎に膨らむ営みを休まない）、⑨奉仕の徳（毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を発揮する）、⑩厚生厚生の徳（椿油、食油、灯油、髪油、皮膚に栄養、椿炭、家具、日用品木工材）

## 第4節 まちづくりの基本方針と基本目標

本市は、この計画書において目標を定めます。

まちづくりの理念に基づき、10年後の本市の将来都市像を定め、将来都市像を実現するための政策として8つの「まちづくりの基本方針」と、政策を達成するための施策として32の「まちづくりの基本目標」を設定します。

## まちづくりの基本方針

### 1 一人ひとりが担い手のまち 【市民生活】

市民が個性に磨きをかけ、市民が主役となった特色あるまちづくりによってその魅力をアピールし、一人ひとりがまちづくりの担い手として、そして、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくります。

## まちづくりの基本目標

- 1 市民協働のまちづくり
- 2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 3 多文化共生と国内交流の充実
- 4 男女共同参画社会の形成
- 5 地域情報化の充実

本市が抱える課題の解決や目指すべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの自発的な参加が不可欠です。

これまでの行政主導のまちづくりから前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政が互いの役割を果たし、連携協力し、「もしかしたら、自分たちでできるかも知れない」と気づき、そして行動する市民が住む市民協働のまちづくりを目指します。

同時に、市内に3校ある大学が有する知的財産や人的財産の活用をはじめ、NPOなどの様々な主体の参加による地域運営を行い、地域の様々な可能性の検討や活性化に取り組みます。

また、今後さらなる進展が予想される情報社会に対応した地域情報化を充実し、多様な情報通信技術を活用して本市の魅力を町内外に発信し、市民の郷土に対する関心や愛着を高めるとともに、本市に関心を持つ国内外との交流を充実します。

さらに、男女が対等な協力者として均衡がとれ、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現します。

多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、外国人も地域住民であるとの視点に立ち、

同じ地域の構成員として対等の関係を築きながら、社会参加を促す仕組みづくりを目指すことをいう。なお「国際交流」とは、外国からのお客様を歓迎し、日本でよい経験をして本国に帰ってもらおうとする考え方をいう

## まちづくりの基本方針

### 2 生涯健康 心のかよう福祉のまち 【福祉・保健・医療】

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民の心と体の健康づくりの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造します。

#### まちづくりの基本目標

- 1 健康づくりの推進
- 2 子育て支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害のある方の福祉の推進
- 5 地域福祉社会の創造

市民の健康に対する意識は高まっており、健康診査や各種検診、保健指導などの保健環境や医療体制を充実し、生涯を通じた市民の健康づくりを支援します。

また、高齢者の人口が増加するなかで、自らの経験や知識を活かした社会参加や社会貢献により、健康的で生きがいを持って生活できる環境をつくります。

同時に、障害のある方もない方も、住み慣れた地域で、生きがいと誇りを持って自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

さらに、家庭、地域、学校の一体的な連携のもと、安心して子どもを生み、育てられる環境を整えます。

## まちづくりの基本方針

### 3 安心とぬくもりを感じるまち 【安全安心】

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図るとともに、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を自分たちで手に入れることができ、ぬくもりを感じるここのできるまちをつくります。

#### まちづくりの基本目標

- 1 防災対策の充実
- 2 消防と救急体制の充実
- 3 交通安全対策の推進
- 4 防犯対策の強化

自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して防災対策を充実するとともに、予期せぬ災害や緊急時における消防・救急体制を強化し、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

前ぶれなく発生する災害時には、まず自分の手で自分と家族、財産を守らなければなりません。このための備えと行動を「自助」といいます。

市をはじめ、県や国、警察、消防など、そして電気や通信、交通など公共機関の「公助」による対策活動と、地域の特性を良く知る市民による自主防災組織の「共助」が連携することによって、被害を最小限に抑え、復旧、復興へと向かうことができます。

自助と共助、そして公助がそれぞれの役割を果たす協働による防災対策を充実するため、市民の意識高揚を図ります。

また、都市化の進展とともに増加する交通事故や犯罪などを未然に防止するなど、市民の未来は市民総ぐるみで守ります。

## まちづくりの基本方針

### 4 環境について考える人が住むまち 【環境】

市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるまちづくりをすすめます。

## まちづくりの基本目標

- 1 資源循環型社会の実現
- 2 地球環境の保全
- 3 生活衛生環境の充実
- 4 身近な自然環境の保全と創出

まちをきれいに、そして地球をきれいにしたいという意識の種を蒔き、そして、まち中の、国中の、世界中の人に、この思いが広がり花開くことを願い、市民一人ひとりの意識と行動のもと、ゴミの減量化や適正処理、さらに資源の循環利用などを通じて、自然と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指します。

また、省エネ製品への切り替えや新エネルギーの導入をはじめ、公害の心配がなく、CO<sub>2</sub>発生量の少ない地球環境にやさしいまちづくりを推進します。

さらに、私たちの生活の基盤である水、大気、土壌環境を守り育てるため、健全な水環境や、悪臭や騒音などが少ない静かでさわやかな大気と土壌を保つための取り組みを行うとともに、ごみの散乱防止などの環境美化に市民が一体となって取り組み、本市の歴史的な景観を保全し、創出します。

昔ながらの大切な原風景である田園や用水路などの身近な自然環境の保全に努め、赤とんぼやカエル、そして市民も住み続けたいと思えるまちを目指します。

## まちづくりの基本方針

### 5 みんながキャンパスライフを楽しむまち 【生涯学習・教育】

工業系、生物資源環境系、生涯学習系の3校の大学を有する本市において、本来の大学構内（キャンパス）だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことの出来るキャンパスシティを目指していきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置づけ、未来の野々市市を担う「ののいちっ子」の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組むとともに、生涯学習活動の充実や生涯スポーツ振興などの学びを通じて、新たなつながりができ、そして生きがいや心の豊かさを実感できる地域社会をつくりまします。

## まちづくりの基本目標

- 1 知・徳・体のバランスの取れた教育の充実
- 2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 3 生涯学習社会の充実
- 4 生涯スポーツの充実
- 5 文化の継承と創造と担い手の育成

少子化に伴う様々なニーズの変化に対応しつつ、家庭、地域、学校の連携のもと地域全体で、児童生徒が自らの力で知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育、国際化や情報化などに対応できる“ののいちっ子”の育成を支える体制づくりを強化します。

市民の少年期から老年期のそれぞれの段階に応じて、地域の風土や歴史に関する学習をはじめ、様々な知識や技能の習得など、市民が学び、市民が教え、そして生涯にわたって学習活動に取り組める環境をつくりまします。

また、健康づくりをはじめ、意欲や能力に応じたスポーツ活動に参加できる環境づくり、施設の整備や管理運営に努めます。

子どもの頃から優れた芸術や地域の伝統文化に触れる機会を提供し、文化活動への参加を促進することにより、地域への誇りや愛着心を高め、伝統文化の継承や新たな文化を創造する担い手を育成します。

## まちづくりの基本方針

### 6 野々市産の活気あふれるまち 【産業振興】

地域の特性を活かした産業間又は、農商工、産学官の連携により、農業や地場産業の育成を図ります。

また、まちににぎわいをもたらす市街地の活性化対策等を進め、就業の場の確保と経済活動を活発化することによって、“キラリ”と光る人とにぎわいがあふれるまちを目指します。

## まちづくりの基本目標

- 1 商工業の活性化
- 2 農業の活性化
- 3 生産と販売の連携促進
- 4 勤労者福祉の充実
- 5 観光資源の発掘
- 6 新たな産業基盤の創出

土地利用計画との適正な調整により優良な農地を保全するとともに、担い手の育成や経営体質の強化、地産地消の拡大に取り組むほか、生産者と消費者、都市と農村の交流を広げ、都市近郊農地の利点を活かし農産物の販売促進に努めるなど、農業を活性化します。

産学官連携や異業種間の相互交流による地場産業の技術力の向上、地域資源の活用などによる新しい産業創出、環境に配慮した都市型企業の誘致を推進し、市民生活を支える地域経済の活性化や就業機会を創出します。

また、勤労者の生活の安定と向上を支援する勤労者福祉の充実に努めます。

まちなかの商店と郊外型の商業施設の役割分担を明確にし、それぞれが持つ特徴を活かしながら、商業の活性化を推進します。

本市が主催するイベント内容の見直しや野々市の魅力の再発見などを進めるとともに、観光資源の発掘を行い、交流人口の増大を目指します。

## まちづくりの基本方針

### 7 くらし充実 快適がゆきとどくまち 【都市基盤】

今後も増加する人口に対応するため、必要な宅地開発を進める一方、住環境の質的な充足に取り組みます。

コンパクトな本市であるからこそできる安全で快適が行き届くまちづくりを目指します。

また、市内外の移動や交流に寄与する交通網や各種都市施設の充実を図り、魅力ある住み良いまちをつくります。

## まちづくりの基本目標

- 1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 3 憩いある公園、緑地の充実
- 4 河川整備の充実
- 5 安全で安定した水の供給
- 6 衛生的で快適な下水道の整備

需要に応じた宅地開発を継続するとともに、伝統的な街並みの保全や良好な景観の形成に努め、地域特性を活かした街並みの形成と少子高齢化に配慮した市営住宅等の整備を促進し、魅力ある住環境を形成します。

地域活性化に寄与する道路網の整備を図るとともに、低炭素社会の実現と人にやさしい公共交通の利便性向上や歩行者等が安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。

また、まちなかでの緑の創出に寄与する公園、緑地の充実を図るとともに、河川改修と親水環境の創出など、市民に憩いとやすらぎを与える都市基盤施設を充実します。

安全で良質な水の供給に努めるとともに、地震などの大規模災害に備えた配水管の耐震化や給水拠点を整備すると同時に、河川などの公共水域の水質保全のための下水道を整備し、適切に管理します。

## まちづくりの基本方針

### 8 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち 【行財政運営】

地方分権により自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、これまで以上に強く求められており、情報技術を活用した効率的な事務を行うとともに、適切な組織づくりを行います。

さらに企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を活用していきます。

また、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づく開かれた信頼される行政経営を推進します。

## まちづくりの基本目標

- 1 開かれた市制の推進
- 2 行政情報化の充実
- 3 人材育成の推進
- 4 安定した財政運営の推進

開かれた市政を推進するために、情報技術を活用した行政情報化の充実と法の遵守による行政情報の適正な管理、運用を行います。

また、様々な情報媒体を活用し行政情報を効果的に発信するとともに、パブリックコメント制度の活用や、住民投票制度の検討により、市民からの意見を把握する機会の充実を図り、顧客(市民)志向のまちづくりを進めます。

市民に対して質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、人員の適正配置をはじめ、人事評価制度を活用した職員の政策形成能力の向上と、職務遂行能力の向上を図るための人材育成に注力します。

自主財源の確保や受益者負担の適正化、公共施設の効率的な整備と管理運営に努め、最少の経費で最大の効果を生み出すよう選択と集中によるメリハリのある政策決定を行うとともに、~~本~~この計画【No.3】の進行管理と施策と事務事業の評価・検証のためのツールとして行政評価制度【No.13】を活用します。

## 第5節 施策の大綱

### 1 施策の大綱

#### 1 一人ひとりが担い手のまち

【市民生活】

(1) 市民協働のまちづくり



(2) ふるさと意識の醸成と愛着心の向上



(3) 多文化共生と国内交流の充実



(4) 男女共同参画社会の形成



(5) 地域情報化の充実



## 2 生涯健康 心のかよう福祉のまち

【福祉・保健・医療】

(1)健康づくりの推進



(2)子育て支援の推進



(3)高齢者福祉の推進



(4)障害のある方の福祉の推進



(5)地域福祉社会の創造



### 3 安心とぬくもりを感じるまち

【安全安心】

(1) 防災対策の充実



(2) 消防と救急体制の充実



(3) 交通安全対策の推進



(4) 防犯対策の強化



## 4 環境について考える人が住むまち

【環境】

(1) 資源循環型社会の実現



(2) 地球環境の保全



(3) 生活衛生環境の充実



(4) 身近な自然環境の保全と  
創出



## 5 みんながキャンパスライフを楽しむまち

【生涯学習・教育】

(1) 知・徳・体のバランスの  
取れた教育の充実



(2) 家庭、地域、学校の連携  
強化と開かれた学校づく  
り



(3) 生涯学習社会の充実



(4) 生涯スポーツの充実



(5) 文化の継承と創造と担い  
手の育成



## 6 野々市産の活気あふれるまち

【産業振興】

(1) 商工業の活性化



(2) 農業の活性化



(3) 生産と販売の連携促進



(4) 勤労者福祉の充実



(5) 観光資源の発掘



(6) 新たな産業基盤の創出



## 7 くらし充実 快適がゆきとどくまち

【都市基盤】

(1) 魅力ある街並み形成と住  
環境整備



(2) 交通の円滑化と公共交通  
網の充実



(3) 憩いある公園、緑地の充  
実



(4) 河川整備の充実



(5) 安全で安定した水の供給



(6) 衛生的で快適な下水道の  
整備



## 8 住み続けたい！をみんなの声でつくるまち

【行財政運営】

(1)開かれた市制の推進



(2)行政情報化の充実



(3)人材育成の推進



(4)安定した財政運営の推進

